

春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例

春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例（平成17年条例第151号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
目次 第4章 <u>開発事業等に係る緑化計画の協議</u> （第19条） （民間施設の緑化） 第18条 市民及び事業者は、 <u>規則で定める基準</u> によりその敷地内の緑化に努めるものとする。 第4章 <u>開発事業等に係る緑化計画の協議</u> 第19条	目次 第4章 <u>開発行為等の事前協議</u> （第19条） （民間施設の緑化） 第18条 市民及び事業者は、 <u>春日部市緑化指導基準</u> によりその敷地内の緑化に努めるものとする。 第4章 <u>開発行為等の事前協議</u> （ <u>開発行為等の事前協議</u> ） 第19条

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。